

群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱及び群馬県後期高齢者医療広域連合広告掲載基準に規定する事項のほか、群馬県後期高齢者医療広域連合のホームページ（以下「広域連合ホームページ」という。）への広告掲載に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広域連合ホームページ 群馬県後期高齢者医療広域連合が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 広域連合ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 広域連合ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 広域連合ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページ内容の範囲は、群馬県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱第5条及び群馬県後期高齢者医療広域連合広告掲載基準の規定に準じるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横150ピクセル
- (2) 形式 G I F（透過G I F不可）、J P E G、P N G
- (3) データ容量 6キロバイト以下
- (4) その他 アニメーション等画像が変化するものは不可

2 前項と異なる規格については別途定めることとする。

(広告の掲載ページ、位置及び件数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は広域連合長が指定する。

(禁止表現)

第7条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択ができるような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
(広域連合ホームページとの区別)

第8条 次の表現については、利用者が広域連合ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、使用しない。

- (1) 広域連合ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「後期高齢者医療相談」など医療保険制度を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が群馬県後期高齢者医療広域連合の事業であると錯認しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの
(色調)

第9条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第10条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（広告の掲載期間）

第11条 広告を掲載する期間は、月の初日からその月の末日までを1か月とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は広域連合長が別に定める。ただし、当該日が次の場合、掲載開始又は終了の日は、その翌日とする。

- (1) 土曜日、日曜日又は国民の祝日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日

3 広告掲載希望者が望むときは、広域連合長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

（広告掲載希望者の募集）

第12条 広域連合長は、広域連合ホームページへの掲載その他の方法により、広告の掲載を希望する者を募集するものとする。

2 前項の規定による募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに、隨時行うものとする。

3 広域連合長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第13条 広域連合ホームページへの広告掲載希望者は、群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案（電子データ含む）を添えて、広域連合長が別に定める期間内に申し込むものとする。

2 前項の規定による広告の掲載の申込みは、当該申込みを行う者に係る広告についてのみ行うことができるものとする。

(広告掲載の決定)

第14条 広域連合長は、前条の申込書の提出があったときは、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広域連合長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）又は群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、広告掲載希望者に通知する。

3 広域連合長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんしている法人又は団体の広告
- (2) 公益法人又は公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く）
- (3) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (4) 私企業又は事業を営む個人であつて県内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く）
- (5) 私企業又は事業を営む個人であつて県内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第3号に掲げるものを除く）
- (6) 前各号に掲げるもの以外の広告

4 前項の規定によつても掲載する広告を決定することができないときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の同意)

第15条 広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を記載した同意書（様式第4号）を広域連合長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第16条 広告主は、広告原稿を広域連合長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第 17 条 広告掲載料（以下「広告料」という。）については、1 枠につき月額 2,000 円とする。

2 広告主は、広告料を広域連合長の指定する期日までに、原則として一括納付するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第 18 条 広告の内容及びデザインについては、群馬県後期高齢者医療広域連合及び広域連合ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広域連合長が審査を行うとともに、広告主と群馬県後期高齢者医療広域連合が協議することができる。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第 4 条に規定するものの他は、広域連合長が別途定める。

(広告内容の変更)

第 19 条 広域連合長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の削除)

第 20 条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載の一時中止又は広告の削除をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) その他、広域連合ホームページへの広告掲載が適切でないと広域連合長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載の一時中止又は広告の削除をした場合において、広告主に損害が生じても、広域連合長は、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第 21 条 広告主は自己の都合により、広域連合ホームページへの広告掲載を取り下げるができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載取下げ申出書（様式第 5 号）を広域連合長に提出するものとする。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合、納付済みの広告料は返還しない。

(広告料の返還)

第22条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第23条 広告掲載期間内に、広域連合の都合で広域連合ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない理由により、広域連合が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第24条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、広域連合長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第25条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに広域連合の担当部署に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第26条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、広域連合の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第27条 この要領に疑義のあるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(委任)

第28条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載申込書

(あて先) 群馬県後期高齢者医療広域連合長

群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページへの広告掲載を以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	ふりがな	〒 -	
	所在地		
	ふりがな		
	名称		
	ふりがな		
	代表者氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな	
		氏名	
		電話番号	()
FAX		()	
Eメール			
掲載希望期間	年 月 から 年 月 まで (か月)		
掲載希望枠数	枠		
掲載希望ページの名称			
リンク先URL			
添付書類	<p>1、広告の内容（案） ※バナー広告の原稿案を電子データにて添付してください。 2、掲載希望者の業種及び業務内容がわかる書類</p>		
その他	<p>1、この申込書の内容はバナー広告のリンク先として指定するホームページの内容と相違ありません。</p> <p>2、群馬県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱、同広告掲載基準、同ホームページ広告取扱要領を遵守します。</p> <p>3、広告の内容等は、第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証します。</p>		

第
年　月　日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載通知書

年　月　日付でお申込みいただきました群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページへの広告掲載について、掲載することと決定いたしましたので、通知いたします。つきましては、次のとおり手続きをお願いいたします。

1、内容の確認及び同意書の送付

別紙様式第4号（同意書）の条件で広告を掲載いたします。記載内容について同意いただければ、所在地、名称及び代表者氏名を記載し、代表者印を押印の上、担当までご返送ください。
記載内容に疑義がある場合は、担当までご連絡ください。

※ 当同意書をもって契約書の代わりといたしますので、ご返送いただく前に必ず「写し」を取っておいてください。

2、広告掲載料の納付

同意書に記載された広告掲載料を、【同封の・後日お送りする】納入通知書により、指定の場所にて、指定の期日までにお支払いください。

3、広告原稿の入稿

広告原稿を作成し、同意書に記載された期日までに、Eメールにデータを添付する形で入稿してください。

なお、広告原稿の確認・審査を行い、修正をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

群馬県後期高齢者医療広域連合

担当　　：○○課 ○○担当 ○○

電話　　：

FAX　　：027-255-1312

Eメール：

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長

印

群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告非掲載通知書

年 月 日付でお申込みいただきました群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページへの広告掲載については、掲載しないことと決定いたしましたので、お知らせいたします。

1、申込み概要

(1) 掲載希望期間

年 月 から 年 月 まで

(2) 掲載希望枠数

枠

(3) 掲載希望ページの名称

(4) リンク先URL

(5) 広告の内容

2、掲載できない理由

3、その他

広告掲載に関するお問い合わせは、担当までご連絡ください。

群馬県後期高齢者医療広域連合

担当 : ○○課 ○○担当 ○○

電話 :

FAX : 027-255-1312

Eメール :

年 月 日

同意書

(あて先) 群馬県後期高齢者医療広域連合長

所在 地

名 称

代表者 氏名

印

群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページへの広告掲載について、群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告取扱要領に定める条件及び以下の掲載内容について同意します。

掲載ページ	群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ		
U R L	http://www.gunma-kouiki.jp/		
掲載枠数	_____枠		
掲載期間	年 月 から 年 月 まで		
広告掲載料	月数	月単価	広告掲載料
	_____か月	2,000円	_____円 (月数×月単価)
広告掲載料納付期限	年 月 日		
広告原稿入稿期限	年 月 日		
広告原稿入稿場所	群馬県後期高齢者医療広域連合 課 Eメール：		
リンク先U R L			

年　月　日

群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告掲載取下げ申出書

(あて先) 群馬県後期高齢者医療広域連合長

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ広告取扱要領第21条の規定に基づき、次の理由により広告掲載を取り下げます。

広告掲載 取下げの理由	
----------------	--